

**2025年8月改訂（第10版）
*2024年5月改訂（第9版）

届出番号 13B1X10197020004

類別 機械器具 58 整形用機械器具
一般的名称 骨手術用器械 JMDN 70962001
一般医療機器

インプラント用手術器械 マーチン

【警告】

本品に傷及び鋸などが見られる場合は使用しないこと。[術中に破損の危険がある。]

【禁忌・禁止】

本製品を曲げ、切削、打刻(刻印)等の二次的加工(改造)することは、折損の原因となるので絶対に行なわないこと。

*【形状・構造及び原理等】

1. 形状及び構造

本品の形状の代表例として以下のものがある。



*2. 原材料

ステンレス鋼、PPSU(ポリフェニルサルホン)樹脂

【使用目的又は効果】

骨接合手術等の骨手術に用いる。

使用目的又は効果に関する使用上の注意

製品に腐蝕、鋸などが認められる場合は使用しないこと。

*【使用方法等】

本品は、未滅菌品であるので、使用前に必ず洗浄および消毒し、高圧蒸気滅菌を行なうこと。

滅菌条件 121°C 20分間
126°C 15分間
134°C 5分間

【使用上の注意】

1. 重要な基本的注意

- 1) 本品がハイリスク手技に使用された場合には、プリオント病感染予防ガイドラインに従った滅菌方法を実施できないため、再使用せず、該当する法令及び条例に従って廃棄して下さい。
- 2) 本品がプリオント病の感染症患者への使用及びその汚染が疑われる場合には、製造販売業者又は貸与業者に連絡

して下さい。

2. その他の注意

- 1) 使用前に必ず洗浄・滅菌(保守・点検に係る事項参照)すること。
- 2) 折損、曲がり等の原因になり得るので使用時に必要以上の力を加えないこと。
- 3) 使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないよう、直ちに洗浄液等に浸漬すること。
- 4) 塩素系及びヨウ素系の消毒剤は、腐食の原因になるのでできるだけ使用を避けること。使用中に付着した時には水洗いすること。

【保管方法及び有効期間等】

- 1) 貯蔵・保管にあたっては、洗浄をした後、腐蝕を防ぐために保管期間の長短にかかわらず必ず乾燥をすること。
- 2) 滅菌済みのものを貯蔵・保管するにあたっては、再汚染を防ぐため清潔な場所に保管をするとともに、有効保管期間の管理をすること。

【取扱い上の注意】

製品にキズがつかないよう、注意すること。

【保守・点検に係る事項】

- 1) 使用後は、できるだけ早く血液、体液、組織等の汚物を除去し、職業感染防止のために洗浄・消毒すること。
- 2) 汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択し、適正な濃度で使用すること。
- 3) 洗剤の残留がないように十分にすすぎをすること。仕上げすぎには、浄化水(濾過、蒸留、脱イオン化等をおこなった水)を用いることを推奨する。
- 4) 洗浄後は、腐蝕防止のために、直ちに乾燥すること。
- 5) 可動部のあるものは、可動部の動きをスムーズにするために、必要に応じて水溶性潤滑剤を塗布することを推奨する。その場合は潤滑剤の取扱説明書を参照の上使用すること。
- 6) 使用(滅菌)前に、汚れ、傷、曲がり、可動部の動き等に異常がないか点検をすること。
- 7) 点検後、セット・包装をし、高圧蒸気滅菌をすること。なお、滅菌のためのセット・包装にあたっては、可動部は開放するなど、確実に滅菌できるよう配慮すること。
- 8) 強アルカリ/強酸性洗剤・消毒剤は、器具を腐食させるおそれがあるので、使用を避けること。
- 9) 金属たわし、クレンザー(磨き粉)等は、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄の時、使用しないこと。
- 10) ドリル先に関しては、変形、欠け等が無いか、また、洗浄した製品に骨などの組織の付着がないか、目視等で確認すること。また、ドリル先は刃物であるので、刃先が銳利な状態かどうか確認すること。

【主要文献及び文献請求先】

主要文献

「手術器具を介するプリオント病二次感染予防策の遵守について」(医政総発 0713 第 1 号/医政地発 0713 第 1 号/健難発 0713 第 3 号/薬生機審発 0713 第 1 号/薬生安発 0713 第 1 号/薬生監麻発 0713 第 21 号:令和 3 年 7 月 13 日)

文献請求先

KLS マーチンジャパン株式会社(下記)

**【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

KLS マーチンジャパン株式会社

東京都千代田区一番町 23-3

TEL03-3814-1431

製造業者

KLS Martin SE & Co. KG

(ケーエルエス マーチン 欧州会社)

ドイツ